

○内閣府  
財務省 令第 号

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第三十七号）の一部の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、預金保険法施行規則等の一部を改正する命令を次のように定める。

令和元年 月 日

内閣総理大臣 安倍 晋三  
財務大臣 麻生 太郎

預金保険法施行規則等の一部を改正する命令

（預金保険法施行規則の一部改正）

第一条 預金保険法施行規則（昭和四十六年大蔵省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

<p style="text-align: center;">改 正 後</p>	<p>(特定負担金の額の計算上除かれる負債)</p> <p>第三十五条の十三 法第二百二十六条の三十九第三項及び第四項に規定する内閣府令・財務省令で定める負債は、次に掲げるもの(同項の場合にあつては、これらに相当するものが第三十五条の十五に規定する連結貸借対照表又はこれらに準ずるものに計上されているものに限る。)とする。</p> <p>〔一・二 略〕</p> <p>三 繰延税金負債(銀行法施行規則第十八条第二項に規定する別紙様式第三号、第三号の二、第四号若しくは第四号の二、長期信用銀行法施行規則第十七条第二項に規定する別紙様式第二号若しくは第二号の二、信用金庫法施行規則第三百三十一条第一項に規定する別紙様式第十三号、第十四号若しくは第十五号、協同組合による金融事業に関する法律施行規則第六十八条第一項に規定する別紙様式第九号若しくは第十号、労働金庫法施行規則第一百三十三条第一項に規定する別紙様式第九号若しくは第十号、経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則第八十一条第二項に規定する別紙様式第二号、保険業法施行規則第五十九条第二項に規定する別紙様式第七号若しくは第七号の二若しくは同令第四百四十三条第二項に規定する別紙様式第十二号若しくは第十二号の二、金融商品取引業等に関する内閣府令第七十二条第</p>
<p style="text-align: center;">改 正 前</p>	<p>(特定負担金の額の計算上除かれる負債)</p> <p>第三十五条の十三 〔同上〕</p> <p>〔一・二 同上〕</p> <p>三 繰延税金負債(銀行法施行規則第十八条第二項に規定する別紙様式第三号、第三号の二、第四号若しくは第四号の二、長期信用銀行法施行規則第十七条第二項に規定する別紙様式第二号若しくは第二号の二、信用金庫法施行規則第三百三十一条第一項に規定する別紙様式第十三号、第十四号若しくは第十五号、協同組合による金融事業に関する法律施行規則第六十八条第一項に規定する別紙様式第九号若しくは第十号、労働金庫法施行規則第一百三十三条第一項に規定する別紙様式第九号若しくは第十号、経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則第八十一条第二項に規定する別紙様式第二号、保険業法施行規則第五十九条第二項に規定する別紙様式第七号若しくは第七号の二若しくは同令第四百四十三条第二項に規定する別紙様式第十二号若しくは第十二号の二、金融商品取引業等に関する内閣府令第七十二条第</p>

一項に規定する別紙様式第十二号、証券金融会社に関する内閣府令（昭和三十年大蔵省令第四十五号）第三条の五第一項に規定する別紙様式一若しくは会社計算規則の規定に基づき作成した貸借対照表又はこれらに準ずるもの（次号において「各貸借対照表」という。）に記載された繰延税金負債をいう。）

一項に規定する別紙様式第十二号、証券金融会社に関する内閣府令（昭和三十年大蔵省令第四十五号）第三条の四第一項に規定する別紙様式一若しくは会社計算規則の規定に基づき作成した貸借対照表又はこれらに準ずるもの（次号において「各貸借対照表」という。）に記載された繰延税金負債をいう。）

〔四十三 略〕

〔四十三 同上〕

備考 表中の「」の記載は注記である。

(保険契約者等の保護のための特別の措置等に関する命令の一部改正)

第二条 保険契約者等の保護のための特別の措置等に関する命令（平成十年大蔵省令第二百二十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した条を加える。

<p style="text-align: center;">改 正 後</p>	<p>(設立の認可の申請)</p> <p>第四条 法第二百六十五条の八第二項に規定する内閣府令・財務省令で定める事項を記載した書類は、次に掲げる書類とする。</p> <p>〔一〇五 略〕</p> <p>六 役員が破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者でない旨の官公署の証明書又はこれに代わる書面</p> <p>七 役員が法第二百六十五条の十六各号の規定(同条第二号の規定のうち、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に係る部分を除く。)に該当しないことを誓約する書面で役員全員が署名したものであるもの</p> <p>〔八・九 略〕</p> <p>(心身の故障のため職務を適正に執行することができない者)</p> <p>第六條の二 法第二百六十五条の十六第二号に規定する内閣府令・財</p>
<p style="text-align: center;">改 正 前</p>	<p>(設立の認可の申請)</p> <p>第四条 〔同上〕</p> <p>〔一〇五 同上〕</p> <p>六 役員が成年被後見人(民法の一部を改正する法律(平成十一年法律第四百十九号)附則第三条第一項において成年被後見人とみなされる者を含む。)、被保佐人(同条第二項において被保佐人とみなされる者を含む。)、民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十一年法律第五百一十一号)附則第三条においてなお従前の例によることとされる準禁治産者又は破産者で復権を得ないものでない旨の官公署の証明書又はこれに代わる書面</p> <p>七 役員が法第二百六十五条の十六第一号、第三号又は第四号の規定に該当しないことを誓約する書面で役員全員が署名したものであるもの</p> <p>〔八・九 同上〕</p> <p>〔条を加える。〕</p>

務省令で定める者は、精神の機能の障害のため職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

備考 表中の「」の記載は注記である。

(投資者保護基金に関する命令の一部改正)

第三条 投資者保護基金に関する命令(平成十年大蔵省令第二百二十五号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下「対象規定」という。)は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

<p style="text-align: center;">改 正 後</p>	<p>(認可申請書の添付書類等)</p> <p>第一条の二 法第七十九条の三十第二項に規定する内閣府令・財務省令で定める書類は、役員の履歴書及び住民票の抄本（本籍の記載のあるものに限る。）又はこれに代わる書面並びに役員が法第七十九条の三十一第一項第三号イ又はロのいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面とする。</p> <p>2 「略」</p> <p>(心身の故障のため職務を適正に執行することができない者)</p> <p>第一条の四 法第七十九条の三十一第一項第三号イに規定する内閣府令・財務省令で定める者は、精神の機能の障害のため職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。</p> <p>(基金の業務範囲を限定する旨を定める定款に関する事項)</p> <p>第一条の五 「略」</p>
<p style="text-align: center;">改 正 前</p>	<p>(認可申請書の添付書類等)</p> <p>第一条の二 法第七十九条の三十第二項に規定する内閣府令・財務省令で定める書類は、役員の履歴書及び住民票の抄本（本籍の記載のあるものに限る。）又はこれに代わる書面並びに役員が法第二十九条の四第一項第二号イからリまでのいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面とする。</p> <p>2 「同上」</p> <p>「条を加える。」</p> <p>(基金の業務範囲を限定する旨を定める定款に関する事項)</p> <p>第一条の四 「同上」</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。

(銀行等保有株式取得機構に関する命令の一部改正)

第四条 銀行等保有株式取得機構に関する命令(平成十三年<sup>内閣府</sup>財務省<sup>令第十号</sup>)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した条を加える。

<p style="text-align: center;">改 正 後</p>	<p>(心身の故障のため職務を適正に執行することができない者)  <u>第七条の二</u> 法第二十三条第二号に規定する内閣府令・財務省令で定めるものは、精神の機能の障害のため職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。</p>
<p style="text-align: center;">改 正 前</p>	<p>「条を加える。」</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

## 附 則

この命令は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和元年十二月十四日）から施行する。